

# 千葉中央法律事務所 ニュース

(題字・童話作家 故斎藤隆介氏)

発行  
千葉中央法律事務所  
千葉市中央区中央4丁目10番12号  
蚕糸会館6階  
電話 043-225-4567(代)  
FAX 043-225-1507



(世界遺産・知床峠からのぞむ羅臼岳)

## 残暑お見舞い申し上げます。

戦後60年のことしの夏。皆さまいかがおすごしでしょうか。地球も「病んでいる」せいか、季節の変化や気候も何となく不順です。十分にご健康にご留意され、暑い夏を乗り切ってくださいませようお祈り申し上げます。

60年といえは還暦。「本卦還(ほんがえり)」です。原点に立ち戻るといふ意味も込めることができそうです。そして、戦後の原点といえは、もちろん平和憲法です。

15年もの長きにわたって続いたあの日中戦争からアジア太平洋戦争への反省のうえに立って、アジアと世界に発信した平和の誓い、それが憲法9条。武力による平和の実現はあり得ないのです。イラク戦争の経過と現状がこのことを証明しています。だから、私たちはこの9条をもつ日本国憲法の「改訂」には反対です。

現実と憲法の理念があわなくなったら、憲法の原則に現実をあわせることこそ立憲主義です。

「9条の会」のとりくみは、今全国に燎原の火の如く広がりをみせています。私たちがこのことを心からうれしく思います。そして力を尽くしたいと思えます。皆さまのお力添えをお願いいたしたく存じます。

私たちの事務所は、憲法のこころを事務所活動の指針にしています。人権の擁護と社会正義の実現という弁護士法の理念もまた憲法にその根をおくものです。今日の社会情勢や世相を背景として「事件」も益々多様かつ複雑さをまわしてきて感があります。したがって、「事件活動」にもいっそうの工夫をこらさなければならぬと考えています。皆さまにとって利用しやすく、また「集団の力」を活かす法律事務所の建設は、私たちの目ざす大きな課題でもあるからです。

皆さまの引き続きご指導とご協力をお願いしながら、残暑お見舞いをおかねて事務所ニュースによるお便りをお届けいたします。

二〇〇五年夏

### 千葉中央法律事務所

- 弁護士 高橋 高 勲
- 弁護士 高橋 高 子
- 弁護士 白井 幸 男
- 弁護士 守川 幸 男
- 弁護士 藤野 善 夫
- 弁護士 中丸 素 明
- 弁護士 岩橋 進 吾
- 弁護士 有坂 修 一
- 弁護士 馬屋原 潔
- 弁護士 井出 達 希
- 弁護士 宮腰 直 子
- 事務局 一同